

財務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
18	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分が必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分に関する調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官「自治事務次官」)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11	総務省、財務省、厚生労働省	松戸市	-	船橋市、横浜、川崎市、神戸市、鳥取県、五野市、高松市、東温市、熊本市	〇本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。 〇国民健康保険料の滞納処分に関する調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。 〇国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険法と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力を応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。 〇本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。 しかしながら、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。 なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。 ※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。	国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものであって(国民健康保険法第76条第1項及び地方税法第703条の4第1項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、と考えている。仮に国税通則法第127条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することや、同一滞納者に対して一体的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。	-

財務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【横浜市】 税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の買付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理業務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする財務情報を閲覧することが不可欠である。</p> <p>なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報漏えい等の問題は生じないと考えられる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法146条の2(※)の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができる。</p> <p>特に、国民健康保険料の滞納処分に必要とする情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられる。</p> <p>ただし、国税徴収法146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課するものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになる。</p> <p>この点、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されている。その趣旨は、申告納税制度の下で税務の執行を行うためには、納税者の信頼と協力を得ることが必要であり、税務職員が知りえた秘密を漏らすとすれば、納税者の税務官署に対する信頼を失うことになり、税務行政の適正な運営を損なうこととなるためである。</p> <p>このため、国税当局では、他の行政機関からの情報提供要請に対しては、情報提供により税務行政に与える影響と、情報提供により得られる公益とを勘案し、前者の影響が少なく、後者の影響が大きい場合に限って、情報提供を行ってきたところである。本件提案に関しては、情報提供により得られる公益について、税目的で情報提供する場合には、十分に納税者等の理解が得られると判断できる状況にないため、情報提供に応じることは困難である。</p> <p>なお、税務署の保有する多くの情報については市町村に提供しているため、滞納者の財産情報等については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(平成19年3月27日総務省自治税務局企画課長通知)を踏まえつつ、徴収対策をより効果的かつ効率的に行う観点から、市町村内において連携を図ることが重要である。</p> <p>※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により区分することができるため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。</p>	6【財務省】 (1) 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携を図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。 (関係府省:総務省及び厚生労働省)	通知	平成30年12月25日	「国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について」(平成30年12月25日付け保国発1225第3号)を发出済。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
59	地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団届出も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでに、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、奈良市、奈良県、奈良市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えられる。○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理遵守の意図でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の可否が検討されるべきである。【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局から寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えられるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。			
156	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しての通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。	住民基本台帳法第12条及び第12条の2、住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア(カ)及び第2-4-(3)-①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、財務省、財務省	郡山市	【提案①参考資料】住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	宮城県、山形市、山形市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、浦和市、浦和市、江戸川区、川崎市、平塚市、多治見市、浜松市、春日井市、牧方市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋町、宮崎市	○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いは周知を行い、必要性を精査できる限り最小限に抑えていただきたい。○保険会社の手続き等でなくなった方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も案内できないため対応に苦慮している。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。○保険会社や税務署、労働基準局等に提出するに死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入りを求められることがあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答案により交付できないと断っているが、納得されない方も少なくない。○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていないが、請求が多いことは事実であり、マイナンバー利用事務・マイナンバー関係事務の実施者向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。」が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を認めている。そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求め、また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要と考える。○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の写し等の交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。○同様のケースが本市においてもあることから、住基法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」については、別世帯であっても死亡者の住民票の除票に個人番号を記載できるように法改正すべきと考える。○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない、且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。	【内閣府】まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができず、そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。このことについては、内閣官房から保険会社関係団体へ要請を行っているものであり、引続き要請を行ってきたい。	○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引続き行ってくださいようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化していただきますようお願いいたします。○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。</p> <p>引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すに当たり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。</p>	<p>6【財務省】 (2)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)</p>	<p>4、5月に実施した調査の結果、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	<p>調査結果の検証内容を踏まえ、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	<p>中小企業庁において、4、5月に都道府県等に対して調査を行い、警察庁の協力も得て、調査結果の検証を行った。</p>	
<p>【所沢市】 保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に對して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各省庁から引き続きの要請をお願いしたい。</p> <p>【江戸川区】 窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を更に周知徹底するべきと考える。 また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱】 ○ 内閣府(番号制度担当)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の写しの取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようにしていただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>○ 法令上、生命保険契約等の一時金の支払調書を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号関係事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払調書に記載していただくこととなる。 ○ 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 ○ 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考えている。保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請していきたい。 ○ また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。 ○ これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考えられる。</p>	<p>6【財務省】 (4)所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び金融庁)</p>	<p>通知等</p>	<p>令和元年9月20日に実施。</p>	<p>生命保険協会において、6月に、保険契約者の個人番号を生前に収集するための必要な対応を依頼する周知文を会員各社に向けて発出した。金融庁は、9月に、生命保険協会との意見交換会において、生命保険会社各社に対して、保険契約者の個人番号を生前に収集するための必要な対応を行うよう要請した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
170	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	【現状】平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成28年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。【支障事例】介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部等における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。	・国有財産特別措置法第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省、厚生労働省	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	一億総活躍社会の実現	米沢市、練馬区、川崎市、田原市	○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。	財政法第9条は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならない」としており、国有地の減額貸付は、原則である財政法第9条における「法律に基づく場合」として例外的に認められているものであり、その適用は限定的に解すべきと考えております。例外規定として、国有財産特別措置法(以下「特措法」という。)第3条において、減額貸付のできる事例は限定列举されております。介護保険法施行規則に基づき、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護のサービスを組み合わせて提供する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所については、ご指摘のとおり、特措法第3条第1項一号「社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。また、「介護老人保健施設」につきましても、特措法同条に規定する「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設」には該当しないため、減額貸付の適用をすることは困難です。なお、「生計困難者」に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する施設であれば、減額貸付の対象となります。	看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に組み合わせることによって医療ニーズの高い利用者の在宅介護・療養生活を包括的に支えるサービスである。後期高齢者の増加に伴い、看護と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者に対応するために有効なサービスと考えている。しかし、現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護のみが社会福祉事業に該当することを理由として、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた途端に減額貸付の対象外とするもので、要介護者に看護と介護を連携させたサービスの提供を目指す方向に相反する。低所得者が第二種社会福祉事業(無料低額介護老人保健施設利用事業)を実施する介護老人保健施設を利用する場合、利用者負担減免分が施設側負担となる。一方で、低所得者が第二種社会福祉事業を実施しない介護老人保健施設を利用する場合であっても、介護保険制度(補足給付)及び生活保護制度(介護扶助)により介護老人保健施設を利用する場合は、利用者には負担軽減(生活保護受給者は実質負担なし(多床室の場合))、施設側には負担軽減相当額の給付がなされることにより、利用可能である。この点からも、第二種社会福祉事業の実施の有無により取扱いを異にするのは不合理である。国を挙げて「一億総活躍社会の実現」「介護離職ゼロ」を目指す中、在宅介護・療養生活を支える施設・事業所の整備は急務であり、上記2施設についても依然としてニーズは高いことから、財政法第9条及び国有財産特措法第9条に基づく減額貸付の対象とするように、関係法令を改正いただきたい。	

